

令和7年7月7日
都市整備局都心再生課

旧市庁舎街区活用事業における 駅前広場とデジタルサイネージの活用について（審議）

1 趣旨

第34回政策検討部会（令和6年8月27日開催）において、旧市庁舎街区の駅前広場に面してデジタルサイネージを設置することについて了承をいただきました。

この度は、デジタルサイネージの運用とコンテンツの審査のあり方について検討してきましたので、その内容についてご意見を伺います。

2 第34回政策検討部会でいただいたご意見

(1) デジタルサイネージの具体的なコンテンツのイメージについて

- ・ デジタルサイネージの「ハレ」と「ケ」のバランスや駅前広場の活用を含め、コンテンツ全体を考えていく体制を検討してほしい。
- ・ スポンサー映像は主張が強く、短時間でも印象に残りやすいため、広告が環境に過度に影響しないよう、控えめな表現にすることが重要である
- ・ 関内エリアにおけるコンテンツの方向性は早めに設定すべきで、施設完成後にソフト面で対応するだけでは不十分である。

(2) デジタルサイネージの運用とコンテンツの審査のあり方について

- ・ 映像の質を担保する委員会は、誰が設置するかが重要であり、事業者主導では実効性が弱まる可能性があるため、機能する委員会づくりが求められる。
- ・ サイネージコンテンツの審査体制は必須であり、チェック体制には、グラフィックのほかに景観の専門家や建築家を入れるべきである。
- ・ 委員会形式でのチェックは必要であり、放映内容だけでなく、時間や色、明度なども含めて「関内らしさ」に踏み込んだ設定ができる体制が求められる。
- ・ 実際に運用してみないと分からない部分が多いため、いいものを作るというコンセプトの下に、意見を活発に出し合い、微調整や軌道修正ができる柔軟な体制を事前に整えておくことが重要である。
- ・ 駅前広場の使い方が最も重要であり、時間帯や対象に応じた映像との連動が求められる。装置の設置は認めつつ、運営の方針や体制をセットで確認し了承したい。

3 事業者の提案に対する市の考え方

関内駅前地区では、関内地区の玄関口としての風格や、活気と賑わいのある景観を創出し、魅力的でゆとりある空間を形成することを景観形成の方針として定めています。

本事業におけるデジタルサイネージの活用にあたっては、①コンテンツや表示物に対する審査基準と②コンテンツを表示する際の運用基準を定め、③駅前広場活用と連動した運用体制により運用することとしています。

①審査基準は、横浜市の広告基準や立地特性を踏まえた定量的な基準に加えて、まちづくりの方針や事業コンセプトに基づく定性的な基準（目指すべき姿）を定めることにより、一定以上の質を担保すると共に、ハレとケの駅前広場活用に応じた運用や関内らしい魅力的な空間の演出が期待されます。また、使い方に合わせた審査をするために、コンテンツに合わせた個別の審査基準を定める予定です。

②運用基準は、ハレとケの考え方方に合わせたコンテンツ割合や時間などを設定することとしています。特に、制作動画は、横浜や関内にゆかりのあるクリエイターや学生との連携などにより、ハレとケの時間を意識したコンテンツを制作することで、関内らしさを演出する基盤となることが期待されます。企業広告については、原則としてハレの日のみの掲出とし、静止画を基本とし、動画はイベントの前後や開催中に限定するなど、駅前空間の風格ある景観と賑わい創出に配慮されています。

③運用体制は、駅前広場とデジタルサイネージの一括調整を担う組織が中心となることで、駅前広場活用に応じたデジタルサイネージの運用が可能となっています。また、専門家と市が関与する自主審査組織を設置し、審査基準と運用基準の作成も担うことで、玄関口にふさわしい風格ある景観を担保すると共に、実際の運用状況に応じた定期的な基準見直しなども位置づけられています。デジタルサイネージの運用とコンテンツ審査のあり方に関するご意見は、今後、自主審査組織の組成と審査や運用の基準の明確化を進めていく中で反映していきます。

以上から、本事業におけるデジタルサイネージの活用は、関内・関外エリアの玄関口として、多くの人が賑わう魅力的な駅前空間を形成し、周辺エリアとの回遊を生み出す取組であると考えます。

4 今後のスケジュール（予定）

令和7年9月	デジタルサイネージの自主審査組織の組成
10月	審査や運用の基準の明確化
令和8年2～3月	デジタルサイネージのコンテンツのテスト配信もしくは本配信開始
春	旧市庁舎街区（BASEGATE 横浜関内）グランドオープン

※ 運用開始後、審査や運用の基準や運用状況等について都市美対策審議会に報告する予定です。